

宛先：環境省自然環境局自然環境計画課

件名：「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020（案）」に対する意見について

●意見 1

該当箇所：

16 ページ 21～22 行目「2020 年度における目指すべき姿」の部分

17 ページ 2～9 行目「目指すべき姿の実現に向けて各主体の取組事項」の部分

意見内容：

本行動計画案に示された各重点課題への対策を効果的に実施するために、多様な主体が協働するための仕組みづくり、施設の整備(既存公共施設の利活用を含む)等、多様な主体が連携を図るための拠点づくり(ソフト面・ハード面)を『地域ごと』に推進・充実させていくことが望まれることを明示する。

理由：

目指すべき姿の実現に向けて各主体の取組事項におきまして、「各主体が現時点で行うことができる」として挙げた取組を、下記に掲げています。地域の農林水産業従事者、観光業者や民間企業などの事業者、地域の協議会や業界団体などの関係団体、学校、公民館などの地域コミュニティ、研究者、学会、NGO、メディアや旅行者なども、こうした取組を参考に、重点課題への対策を協力して進めることが期待されます。」と記述されております。ここに記述されております通り、これら多様な主体が本行動計画案に提示されております課題に取り組むことは重要であると考えます。

サンゴ礁は地域によってサンゴ礁の規模や形態が異なり、そこに接する社会も地域によって異なるため、サンゴ礁保全は地域ごとの対策が必要になります。そのためには、地域ごとに様々な自然環境や社会条件を考慮しながら、地域の実情に即した調整や連携が必要になります。そして、それら多様な主体を繋ぐためには、活動の拠点となるハード面、そして各主体を繋げる協働体制をつくる仕組みづくりなどソフト面、その両方の拠点を整備が必要であると考えられます。しかし、日本のサンゴ礁地域には、その拠点となる施設や組織が少ない現状が否めません。

本行動計画案に示された各重点課題への対策を効果的に実施するためには、多様な主体が協働するための仕組みづくり、施設の整備(既存公共施設の利活用を含む)等、多様な主体が連携を図るための拠点づくり(ソフト面・ハード面)を『地域ごと』に推進・充実させていくことが望まれることを、「2020 年度における目指すべき姿」及び「目指すべき姿の実現に向けての各主体の取組事項」の前段部分に明示することが必要です。

●意見 2

該当箇所：

17 ページ 12 行目以降の「土壌流出防止に向けた取組」の部分

17 ページ「目指すべき姿の実現に向けて各主体の取組事項」の部分

意見内容：

サンゴ礁保全を目的とした陸域の対策として、農地の土壌流出に向けた取組に加え、サンゴ礁に接する海浜や海岸林の保全も重要であることを、本行動計画の「目指すべき姿の実現に向けて各主体の取組事項」なかで明示しておく必要がある。

理由：

「陸域から流入する赤土等や栄養塩への対策の推進」における取組において、様々な対応が提示されております。南西諸島のサンゴ礁は陸域と接し、陸域からの影響を強く受けるため、これらの対策は重要であると考えられます。

提示されております対策は、主に陸域の農地対策が主となっております。しかし、サンゴ礁と陸域は連続したエコトーンであり、農地だけではなく海浜や海岸林の陸域も、サンゴ礁生態系と密接につながる場所です。砂浜はウミガメの産卵場所であり、サンゴ礁の海で産卵し、砂浜や海岸林で生活する天然記念のオカヤドカリなどの希少動物の重要な生息場所です。また海浜と海岸林は、サンゴ礁と人間の活動域の間において、重要な緩衝地帯（バッファゾーン）の役割も果たします。

サンゴ礁保全を目的とした陸域の対策として、農地の土壌流出に向けた取組に加え、サンゴ礁に接する海浜や海岸林の保全も重要であることを、本行動計画の「目指すべき姿の実現に向けて各主体の取組事項」なかで明示しておくことが必要です。